

平成 28 年 1 月

市営住宅への入居希望者のみなさまへ

岩見沢市役所建築課

### 非婚のひとり親世帯の市営住宅家賃の子育て支援について（ご案内）

これまで、市営住宅の家賃の算定にあたっては、非婚のひとり親世帯は寡婦（夫）控除の適用は受けることができませんでしたが、平成 28 年 4 月から、ひとり親世帯の子育て支援施策の一環として、寡婦控除を受けられている方と同様の取扱いとなるよう、非婚で 20 歳未満のお子さまを養育するひとり親世帯を対象に、寡婦（夫）控除のみなし適用（家賃の減免）を実施します。

なお、婚姻歴があり、税法上の寡婦（夫）控除を受けられる方は、この「みなし適用」の対象にはなりません。

#### （1）対象者

非婚のひとり親世帯で 20 歳未満のお子さんを養育している世帯。

\* 子のない離婚歴があり、その後、非婚で子を生んだ場合は、税法上の寡婦控除の対象となります。

#### （2）家賃の減免額

寡婦（夫）控除の「みなし適用」後家賃との間に差額がある場合、その差額に相当する額を減免します。

#### （3）期 間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日まで。

\* 以降は公営住宅法施行令に基づき適用

#### （4）減免の申請等

手続は、市営住宅管理条例施行規則第 24 条の規定による手続になりますので、戸籍謄本、印鑑、所得証明を持参してください。

\* 審査の結果減免にならない場合もあります。

#### （5）申請方法

住宅管理係窓口で申請していただきます。必要書類等をご説明いたします。

#### 問い合わせ

岩見沢市役所

建築課住宅管理係 電話 23-4111

内線 326・327